

VI-6

関係機関と連携しよう

(1) 関係機関との連携の必要性

障がいのある児童生徒の教育的ニーズやその保護者の願いなどに対して適切な相談・支援を行うためには、多分野・多職種によるライフステージを見通した総合的な評価と多様な支援が一体的かつ継続的に用意されていなければなりません。

そのためには、単独の機関による取組では限界があるため、地域に多分野・多職種による支援ネットワークを構築し、ネットワークにより障がいのある児童生徒やその保護者を支援することが必要です。

(2) 家庭・教育・福祉等との連携

障がいのある児童生徒が主体的に社会参加できるようにするためには、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるようにすることが大切です。そのため、個別の教育支援計画を活用しながら家庭・教育・福祉が連携し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を図ることが大切です。



【関係する機関として】

- ・市町村教育委員会
- ・幼稚園、保育所、認定こども園
- ・発達障がい者支援センター
- ・市町村子育て支援課
- ・児童相談所
- ・福祉事務所
- ・公共職業安定所
- ・企業等
- ・北海道立特別支援教育センター

(3) 連携を進める際の留意事項

障がいのある児童生徒の教育を行う際、学校（学級担任）は一人一人の障がいに応じて様々な配慮をしなければなりません。一人一人の配慮を考える際、保護者の同意を得た上で、関係機関から児童生徒に関する情報を得ることが大切です。

- 関係機関との連携に当たっては、対象となる児童生徒の個人情報の扱いに十分留意しましょう。
- 情報を提供したり、情報を得たりする場合は、保護者の許可を得る必要があります。